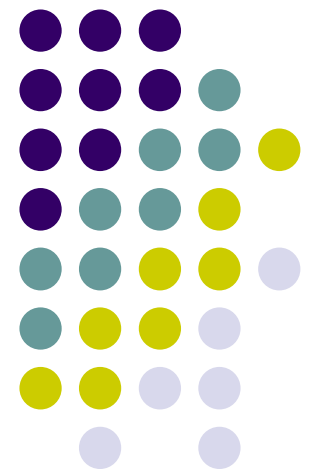


# 宮城県の官公需施策について

宮城県経済商工観光部中小企業支援室





# 1 宮城県の官公需実績について





# (1) 令和元年度実績

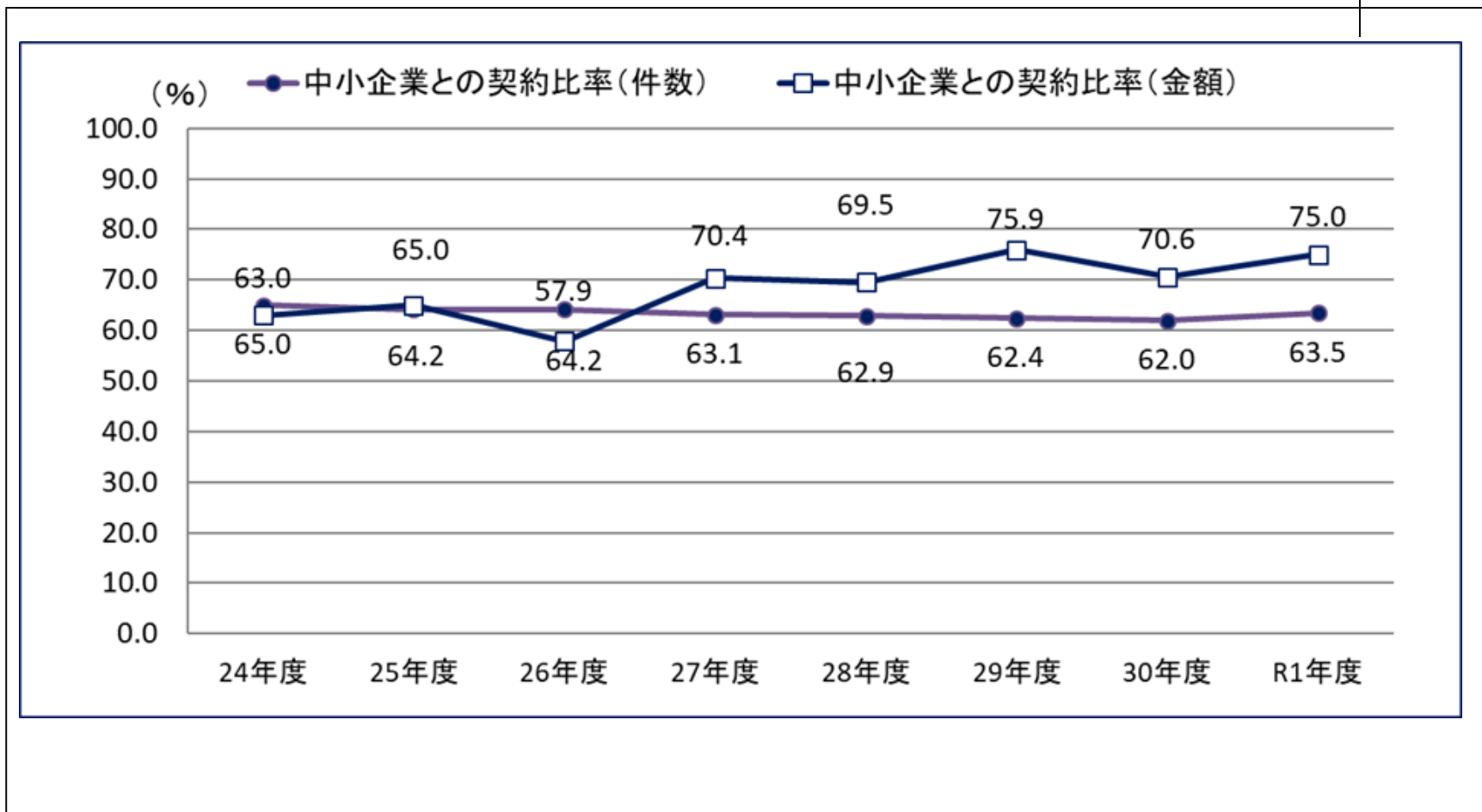
	官公需契約総実績		うち中小企業向け契約実績		中小企業	中小企業
	件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	金額(百万円)	件数比率(%)	金額比率(%)
物件	79,119	5,682	46,927	3,777	59.3	66.5
工事	1,874	151,322	1,635	122,112	87.2	80.7
役務	15,567	48,623	12,745	28,373	81.9	58.4
計	96,560	205,627	61,307	154,262	63.5	75.0

うち新規中小企業向け契約実績		新規中小企業	新規中小企業
件数(件)	金額(百万円)	件数比率(%)	金額比率(%)
1,154	47	1.46	0.83
61	3,207	3.26	2.12
172	1,084	1.10	2.23
1,387	4,338	1.44	2.11





## (2) 中小企業契約実績の推移





## 2 宮城県の実施内容について



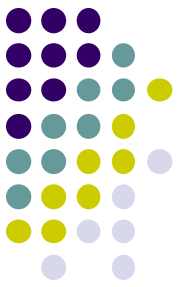
# (1) 「中小企業・小規模企業の振興に関する条例」(中小企業支援室)



- 平成27年7月10日公布・施行。
- 第12条(国内外における販路の開拓等及び受注機会の確保)第2項「県は、工事の発注並びに物品及び役務の調達を行う場合には、中小企業・小規模企業の受注機会の確保に努めるものとする。」
- 第23条(計画の策定)「知事は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な計画を定め、公表するものとする。」



## (2) 「中小企業・小規模事業者振興基本計画 (第二期)」(中小企業支援室)

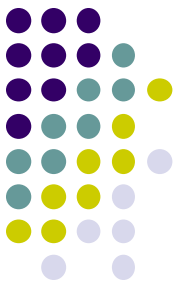


- 「中小企業・小規模企業の振興に関する条例」第23条に基づき、平成31年3月に策定・公表。
- 計画期間は平成31年度から令和3年度までの3年間。
- 「IV 具体的な施策と取組」において、国内外における販路の開拓等及び受注機会の確保を掲げ、官公需契約実績調査により、中小企業・小規模事業者向け契約実績を把握するとともに、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の周知を図ることとしている。



### (3) 「新商品」特定随意契約制度

(中小企業支援室)



- ・優れた新商品の生産または新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として県から認定を受けた中小企業者の「新商品」または「新役務」について、県が直接購入・調達しようとする場合、通常の競争入札制度によらず、随意契約で購入等ができることとしている。(認定期間は3年、1度のみ延長が可能で最長6年。)
- ・認定商品については、パンフレットを作成し、県のホームページで公表するとともに、関係機関に紹介することで、広く周知を行っている。(平成17年～)





## (4) 地元の受注機会増大のための取組

(契約課)



- ① 建設工事や物品等の調達における地元企業に配慮した発注:『地域で調達できるものは, 地域に発注する』





## (4)① 建設工事

### <県内限定型>

県内企業が施工可能な工事で競争性が確保できる場合、入札参加者を県内企業に限定する方式で一般競争入札を実施。

### <地域ブロック限定型>

中小建設業者を対象とする工事で競争性が一定の水準にある業種について、県内を5ブロック(県南, 仙台, 大崎・栗原, 松島・石巻, 登米・気仙沼)に分割し、その地域ブロックに本社を有する企業のみが、入札に参加できる地域ブロック限定型を導入。(平成18年2月～)

復旧・復興工事について、運用緩和を実施。(平成24年4月～)

### <地域複数ブロック限定型>

雇用経済情勢の悪化に伴い、地元企業の受注拡大と地域雇用の確保を図る必要性から、地域ブロックを組み合わせ発注する地域複数ブロック限定型を導入。





## (4)① 物品調達

- 一般競争入札や(見積りの相手方を特定しない)オープンカウンター方式による見積合わせについて、県の地方公所を中心とした地域限定型入札を実施。(平成22年1月～)

### <地域限定型>

地方振興事務所等の所管区域等(以下「所管地域」:大河原, 仙台, 大崎, 栗原, 登米, 石巻, 気仙沼)に本社等を有する業者(以下「地域業者」)で調達可能な業者数が5者以上の場合に、地域業者を対象とする。

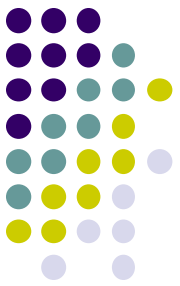
### <隣接地域ブロック限定型>

所管地域に調達可能な地域業者数が5者未満の場合で、隣接する他の所管地域と組み合わせた2地域に調達可能な業者数が5者以上となる場合に、所管地域及び隣接する他の所管地域の地域業者を対象とする。



## (4) 地元の受注機会増大のための取組

(契約課)



### ② 建設工事総合評価落札方式における地域要件の設定

- 総合落札方式において、価格以外の評価項目について、技術力、社会性などのほか地域性に関する評価項目を設定している。

#### <「地域性」設定項目>

- 県内企業の活用計画割合 ・県又は市町村の管理道路の除雪・融雪業務の実績
- 県又は市町村の施設管理業務の実績
- 県内での過去5年間の災害時における地域貢献の実績 など





## (5) 事業協同組合に係る特例(契約課)

県の発注する建設工事について、事業協同組合の受注機会確保を図るため、官公需適格証明を受けているもので、組合員の本社が宮城県内にある組合を対象に、審査項目の算定方法に関する特例を設けている。(平成11年12月～)





## (6) 東日本大震災に係る取組(契約課)

### ① 東日本大震災に伴う特例措置の実施(平成23年6月～)

復旧・復興工事において、入札契約の迅速化と被災者等雇用や地元企業の受注の促進のため、以下のような特例措置を講じている。

- 総合評価落札方式「特別簡易型」(実績重視型)の導入
- 舗装工事の下請負を請負額の5割まで緩和
- 東日本大震災での災害対応について加点評価 など





## (6) 東日本大震災に係る取組(契約課)

### ②復旧・復興建設工事共同企業体(復興JV)制度(平成24年4月～)

東日本大震災により大きな被害を受けた本県において、復旧・復興を目的とする工事の円滑な施工を行うため、県内の建設企業が県外の建設業者と共同し、不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保することで、その施工力を強化する。



## ～「障害者雇用促進企業」登録のご案内～

積極的に障害者を雇用している事業者及び障害者就労施設等を応援します！！

# 障害者雇用促進企業及び障害者就労施設等からの優<sup>①</sup>調達制度

### 1 制度の概要

県では、県内の障害者の雇用及び福祉的就労の促進を図るため、積極的に障害者を雇用している事業者（以下「障害者雇用促進企業」といいます。）及び障害者就労施設等を側面から支援するため、「障害者雇用促進企業及び障害者就労施設等からの物品等調達実施要綱」を策定し、これらの事業者に配慮した物品等の調達を行っています。

### 2 優遇方法

#### <障害者雇用促進企業>

調達する物品や役務により、次の優遇措置をとることができるものとします。

- 一般競争入札、オープンカウンター方式における参加資格条件とすることができる。
- 指名競争入札、随意契約の業者選定時に優先的に選定を行うものとする。
- ※上記のほか、出納局契約課が調達する一部の物品・印刷物において、強化月間（令和2年8～10月）を設けて優先調達を行います。【ハート入札】

#### <障害者就労施設等>

随意契約により障害者就労施設等が供給できる物品等を調達しようとするときは、障害者就労施設等から調達するように努めるものとします。

### 3 対象者

障害者雇用促進企業として優先調達の優遇を受けるためには、（1）及び（2）が必要です。

- （1）物品調達等に係る競争入札参加業者に登録されていること
- （2）障害者雇用促進企業に登録されていること

※障害者雇用促進企業に登録するためには、①及び②に該当する必要があります。

- ①県内に本店、支店、営業所等を有する中小企業者であること
- ②県内の本店、支店、営業所等の障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）雇用率が3.6%以上の企業であること（障害者雇用率の計算にあたっては、各月ごとの初日における過去1年間の雇用状況を基準として算出します。）

	申請期限	登録時期	申請先
（1）物品調達等に係る競争入札参加業者への登録	登録月の前々月の末日	1,4,7,10月の1日	契約課
（2）障害者雇用促進企業への登録	登録月の前々月の末日	1,4,7,10月の1日	契約課

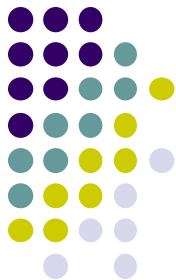
◆障害者雇用促進企業及び障害者就労施設等からの物品等調達制度

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kbsy2.htm>

#### <問い合わせ先>

○優先調達制度に関すること

全般・ハート入札 出納局 契約課 物品種 022-211-3333  
障害者雇用促進企業への登録 出納局 契約課 管理種 022-211-3335





～「環境配慮事業者」登録のご案内～  
環境負荷の低減に積極的に取り組む事業者を応援します！！

## 環境配慮事業者からの優先調達制度

### 1 制度の概要

県では、環境負荷の低減に積極的に取り組む事業者（以下「環境配慮事業者」といいます。）を側面から支援するため、「環境配慮事業者からの物品等調達実施要綱」を策定し、これらの事業者に配慮した物品等の調達を行っています。

### 2 優遇方法

- 調達する物品や役務により、次の優遇措置をとることができるものとします。
- 一般競争入札、オープンカウンター方式における参加資格条件とすることができる。
  - 指名競争入札、随意契約の業者選定時に優先的に選定を行うものとする。
- ※上記のほか、出納局契約課が調達する一部の物品・印刷物において、強化月間（令和2年6～7月）を設けて優先調達を行います。【グリーン入札】

### 3 登録要件

優先調達の優遇を受けるためには、(1)～(3)が必要です。

- (1) 次のいずれかの認証等を取っていること
- ① ISO14001
  - ② エコアクション21
  - ③ みちのくEMS
  - ④ わが社のe行動（eco do!）宣言実施要綱による認定事業者（県の認定）
- (2) 物品調達等に係る競争入札参加業者に登録されていること
- (3) 環境配慮事業者に登録されていること
- ※(3)の申請のためには、(1)の認証等及び(2)の登録を受けることが必要です。
- また、(3)の申請のためには、県内に本店、支店、営業所等を有することが必要です。

	申請期限	登録時期	申請先
(1) ④わが社のe行動（eco do!）宣言実施要綱による認定事業者（県の認定）	年度の1月まで ※申請のためには、環境配慮行動の宣言を行った上で、6か月以上の実施が必要です。	年度の2月まで	環境政策課
(2) 物品調達等に係る競争入札参加業者への登録	登録月の前々月の末日	1,4,7,10月の1日	契約課
(3) 環境配慮事業者への登録	登録月の前々月の末日	1,4,7,10月の1日	契約課

① ISO14001、② エコアクション21、③ みちのくEMSの取得については、主催する各団体にお問い合わせください。

◆環境配慮事業者からの物品等調達制度  
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kbkh.html>

<問い合わせ先>

- 優先調達制度に関すること  
全般・グリーン入札 出納局 契約課 物品班 022-211-3333  
環境配慮事業者への登録 出納局 契約課 管理班 022-211-3335
- 「わが社のe行動（eco do!）宣言実施要綱による認定事業者」に関すること  
環境生活部 環境政策課 環境計画推進班 022-211-2663



## ～「女性活躍・働き方改革推進事業者」登録のご案内～

女性労働者の能力発揮のための取組や、仕事と生活の調和などに取り組むことを通じて働き方改革を積極的に進める事業者を応援します！！

### 女性活躍・働き方改革推進事業者からの優先調達制度

#### 1 制度の概要

県では、女性労働者の能力発揮のための取組（ポジティブ・アクション）や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）などに取り組むことを通じて働き方改革を積極的に進める事業者（以下「女性活躍・働き方改革推進事業者」といいます。）を側面から支援するため、「女性活躍・働き方改革推進事業者からの物品等調達実施要綱」を策定し、これらの事業者に配慮した物品等の調達を行っています。

#### 2 優遇方法

調達する物品や役務により、次の優遇措置をとることができるものとします。

- 一般競争入札、オープンカウンター方式における参加資格条件とすることができる。
- 指名競争入札、随意契約の業者選定時に優先的に選定を行うものとする。
- ※上記のほか、出納局契約課が調達する一部の物品・印刷物において、強化月間（令和2年4月～5月）を設けて優先調達を行います。【ポジティブ入札】

#### 3 対象者

優先調達の優遇を受けるためには、(1)～(3)が必要です。

- (1) 次のいずれかの認証を取得していること
    - ①「女性のチカラを活かす企業」認証
    - ②「みやぎ働き方改革実践企業」認証
  - (2) 物品調達等に係る競争入札参加業者に登録されていること
  - (3) 女性活躍・働き方改革推進事業者に登録されていること
- ※(3)の申請のためには、(1)の認証及び(2)の登録を受けることが必要です。  
(2)と(3)は同時の申請でも可。



	申請期限	登録時期	申請先
(1) ①「女性のチカラを活かす企業」認証	随時	申請月の翌々月の1日	共同参画社会推進課
(1) ②「みやぎ働き方改革実践企業」認証	随時	随時	雇用対策課
(2) 物品調達等に係る競争入札参加業者への登録	登録月の前々月の末日	1, 4, 7, 10月の1日	契約課
(3) 女性活躍・働き方改革推進事業者への登録	登録月の前々月の末日	1, 4, 7, 10月の1日	契約課

◆女性活躍・働き方改革推進事業者からの物品等調達制度  
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kbzk.html>

#### <問い合わせ先>

- 優先調達制度に関すること  
 全般・ポジティブ入札 出納局 契約課 物品班 022-211-3333  
 女性活躍・働き方改革推進事業者への登録 出納局 契約課 管理班 022-211-3335
- 「女性のチカラを活かす企業」認証に関すること  
 環境生活部 共同参画社会推進課 男女共同参画推進班 022-211-2568
- 「みやぎ働き方改革実践企業」認証に関すること  
 経済商工観光部 雇用対策課 労政調整班 022-211-2771





## (10) 入札保証金の免除に関する特例(契約課)

入札保証金の免除の特例に関する規則により、令和2年度までの期間における物品・役務の調達に際し、落札者が契約を締結しないおそれがない場合は入札保証金を免除することができる。





### 3 関係機関に対する普及啓発について

経済産業大臣からの「中小企業者に関する国等の契約の方針」の閣議決定通知を受け、県庁内において周知するとともに、中小企業者の受注機会の増大への配慮を要請している。

